

する旨、諸國政府は宣言する。

参加國政府は多邊的協定の下に於いてなされたる關稅率若くは輸入制限の縮減を均等原則を以つて、非參加國に一
般的公報化する必要よきことの請申の一段内受忍を願願する。蓋、古の多邊的協定て於いては參加者間の利益となるが口き

貿易分野全般の經濟的強化を齎らす相當の約束が與へられてゐるからである。但し右協定は次の如き要件を備ふべきこと。即ち、

(イ) 廣大な貿易地域を含むべきこと。

「一、西林の書、二、白上墨と作、三、柳の作也」、眞説が御月の下曾文子の言ひて、行はるに、伊勢守重宣の事。

(八) 凡ゆる諸國の加入に對して公開さるべきこと。

(二) 事實上規定されたる讓歩をなせる凡ゆる諸國に對し低減の利益を與ふべきこと。及び
（ト）二つ多摩内房尾附へ開港多摩内房尾の朝開口、二日房尾の乍附へ國よりの餘りニ付、實務此處に定め
（ト）

この多邊貿易がノルマが多邊貿易の其間中、右規定のヨガノ國よりの輸入に對し、實際の關稅關稅を引上

第三節 戰後經濟破綻時代に於ける本邦貿易情勢

第一款 總說

昭和四年世界恐慌勃發より昭和十六年十二月八日大東亜戦争勃發に至る迄に於ける本邦貿易状況を觀察するに、之を三時期に區別することが出來る。第一期は昭和四年より倫敦通貨經濟會議の決裂せる昭和八年末迄とし、第二期は

昭和九年より支那事變發生を見たる昭和十二年末迄、第三期は昭和十三年より大東亞戰爭勃發を見たる昭和十六年末迄である。次に参考の爲め本時代中本邦内閣表を掲ぐ。

近衛文麿 (二・六・四) 有田垣田弘成毅 (三・五・二・六郎) 池賀屋成宣 (三・五・二・六) 吉田野信次 (二・五・二・六) (第七十議會解散)

平沼騏一郎 (四・一・五) 同 石渡莊太郎 櫻内幸雄 有馬頼寧 八田嘉明

阿部信行 (四・八・三・〇) 菊村吉三郎 青木一男 酒井堂卓雄 (四・一・〇・一・六)

米内光政 (五・一・六) 有田八郎 櫻内幸雄 島田俊雄 伍堂卓雄

近衛文麿 (五・七・二・二) 松岡洋右 河田烈 (井野頑忠篤) (六・六・一・二)

近衛文麿 (六・七・二・六) 豊田貞次郎 小倉正恒 同 小林一郎 (六・四・四)

東條英機 (六・一・〇・一・八) 谷東郷茂徳 (七・九・一・七) 賀屋興宣 同 左近司政三

岸信介

第二款 第一期昭和四年より昭和八年に至る迄

第一期は世界的に言へば昭和四年十月総育に於ける恐慌の發生より昭和八年六七月開催の倫敦通貨經濟會議失敗に至る時代を包含するものにして、此の間に於ける世界經濟不況に比例し本邦對外貿易も悪化し來つたのである。即ち本邦統計所載金額による輸出額は昭和四年の二十一億四千九百萬圓より昭和八年の十八億六千百萬圓に、輸入額は一二億千六百萬圓より十九億千七百萬圓に減少せるに過ぎざるも、之を對米爲替相場により金貨に換算すれば、昭和四年に於ける輸出額は二十億七百萬圓なりしものが、昭和八年には七億四千百萬圓(減少率三割六分九厘)に激減し、

輸入額も亦二十億七千萬圓より七億六千四百萬圓(減少率三割六分九厘)に激減したのである。右金貨換算輸出額の減少率を世界全體の夫が三割五分なるに比し、本邦の方が多少有利にして其の世界總貿易額に對する比率も二・八七%より三・〇八%に幾分向上せりと云ふに過ぎない。而も右昭和四年より八年に至る五ヶ年間に於ける本邦統計所載入超總額は三億九百萬圓の多きに及び、本邦は右貿易上の差額の決済と利廻りのよき在外本邦外貨公債の買戻し等の爲め同期間に實に八億六千三百萬圓の正貨出超を見るに至つた。

之より先昭和四年七月二日濱口内閣成立するや正貨流出の原因たる多額の輸入超過と外貨公債の買戻しとは本邦に於ける物價高の爲め(戰前一〇〇とせる昭和四年の本邦物價貨一七五に對し、英一三四、米一三八、獨一三七、佛一二四とす)而して右物價引下げには關稅の引下げと金輸出解禁を以て最も捷徑なりとし、格段の努力を以て前者に對し昭和五年五月臨時議會に綿絲等に對する關稅引下案を提出し、後者に付ては終に昭和五年一月十一日金本位を復活するに至つた。其の結果豫期の如く本邦物價も漸落し始め、昭和五年平均指數は一四四となりたるも、世界列國に於ける物價指數も依然下降の情勢を繼續し行けるに付本邦に於ける貨物の入超を防止するに足らなかつた。然るに早くも昭和六年九月十八日英國は再び金本位を離脱し、又同日滿洲事件勃發したるに付本邦通貨に対する不安増嵩するに至つた。蓋し本邦としても英國に追従し再び金輸出禁止を爲すこと可なるべかりしならんも、當時井上藏相は本邦に於て充分なる金を保有せるが爲め右英國の響に倣ふの必要なしとて金本位を固守した。之が爲め内に對しては產業の合理化、生産費の切下げにより物價引下げを強行し、外に對しては横濱正金銀行をして外國爲替の統制賣を爲さしめ、又前記多額の正貨を現送して所謂弗買ひを封殺せんと爲せしも、終に世界の大勢に抗するを得ず昭和六年十二月十三日若槻内閣崩壊、犬養内閣成立と同時に再び金本位を離脱するに至つた。而して金本位離脱以後に於ては圓貨爲替は前記滿洲事件に基く國際政治上の不安も手傳ひ昭和五年に平均四九・四九弗、昭和六年には四八・八七弗なりしもの

が、昭和七年平均には忽ち二八・一三弗に暴落し、昭和八年平均には更に二〇・二九弗となり止まるところを知らざる勢ひを示した。前記昭和六年十二月大蔵内閣に於ける高橋藏相は井上藏相の固持せる金本位を拠棄する外對外爲替相場に對しても放任の態度を探り、本邦に於ける國際物價高は無理な引下げ政策を採用する代りに外國爲替相場の下落により調整せしむることとした。即ち本邦に於ける國內物價は昭和六年平均一一を底とし金本位離脱と同時に再び騰貴に向ひ昭和七年一二八、昭和八年一四三と云ふが如くなりしも、右騰貴率は爲替下落率に比して微少なりし付金解禁時代の産業合理化による生産費安と相俟ち本邦輸出貿易は世界不況時に拘らず昭和七年以降は漸次増加の勢ひを示すに至つた。即ち昭和四年に於ける本邦統計による輸出額二十一億四千九百萬圓のものが、金本位復活の爲め昭和五年には十四億七千萬圓、昭和六年には十一億四千七百萬圓に減少せしも、昭和七年以降は上昇の傾向を取戻し十四億千萬圓となり、昭和八年には十八億六千百萬圓に回復するに至つた。換言すれば昭和七年以降に於ける本邦貿易は他國と異り寧ろ甚しく活氣を示し、前途亦甚だ有望なるが如き外觀を示して居た。依て同年の倫敦通貨經濟會議に於ける石井代表の演説に示せるが如く本邦としては、同會議に於ては米國と等しく爲替相場の束縛に關する何等かの協定を達することは其の好まさるところであつた。尤も右圓爲替相場の下落による本邦輸出貿易の好況は前記統計上の金額たるに止らず、現實の數量に於ても又物價指數を基礎とする計數に於ても增加の情勢にありしも、金貨換算の場合に於ては前記の如く其の減少率に於て列國の夫に比し多少有利なりと云ふに過ぎなかつた。加之右爲替相場の漸降の爲め右下落に先ち輸入を遂行すれば夫だけ儲かる勘定となるに付夫れ支け輸入は常に促進せらるゝこととなり昭和七年圓再禁後も貨物の入超と正貨の流出は稍々之れを減少せしめたに過ぎなかつた。斯かる情勢の下に齋藤内閣は昭和七年六月十五日大戰後に於ける第三次關稅改正を行ひ小麥、小麥粉、銑鐵、鐵線、木材等に對する關稅引上げを爲し、又其の他の從量有税品全部に對し圓貨下落を相殺するの目的を以て三割五分の附加稅を課するに至つたが入超の

大勢と正貨出超とを阻止するを得なかつた。依て同年七月一日に於て始めて外國へ資本逃避令を公布し、又昭和八年五月一日より爲替管理法を實施し、爲替相場の漸落に對し放任政策を抛棄せるを以て昭和七年七月頃より外國爲替相場は一志二片に大體安定せしむるに至つた。

之より先昭和四年に於ける本邦關稅平均率は物價高の爲め漸次引下げられ總輸入額に對しては六・六五%（大正二年一〇・〇九）、有稅輸入總額に對しては一七・一八%（大正二年一〇・〇〇）に引下げられたるが、金本位復活後物價下落の爲め昭和五年には前者は七・三三%、後者は一九・三八%に、又昭和六年には前者は九・〇四%、後者は二四・〇九%に引上げられた。然るに昭和八年には昭和七年の關稅改正に拘らず圓再禁の結果爲替相場の下落、輸入品價格の騰貴ありたる爲め關稅平均率は前者六・〇三%、後者二一・〇二%に再び引下げられた。

前記昭和六年本邦通貨下落後之れが爲め大いに輸出を増進せしめ得ることは世界不況の眞最中に於て特に中外の注意を喚起した。本邦一般國民も亦右類例なき本邦貿易の増進は主として金解禁時代に敢行せる産業の合理化の影響によるものなるが故に、本邦輸出貿易の前途は洋々たるものとして居た。即ち本邦にして良品を廉賣し得る以上本邦產品は世界に敵なしとの自由貿易主義的樂觀論に制せられて居た。然るに右圓再禁後の昭和七年以後に於て本邦輸出貿易を増進せしめ得たる方面を仔細に觀察するに、右方面は英本國、印度、英國直轄殖民地、和蘭、蘭領印度、C式委任統治地域、近東及中東地方、佛領モロッコ、埃及、コンゴー河流域、中南米諸國、泰、滿洲國等の如き本邦商品に對し比較的の自由なる均等待遇を附與せる諸國に限定せられて居た。換言すれば是等自由貿易主義的諸國に於ては本邦商品に對し爲替下落又は互惠求償協定等の有無を理由とし差別待遇を爲さる故に、輸出増進するに至つたのである。而も本邦に於ては是等自由均等主義を採用する諸國よりの輸入品に對しても何等互惠主義の下に其の輸入を促進する方法を講ぜざりしに付是等諸國より本邦への輸入額は却て減少するに至つた。即ち第十二表に示すが如く昭和

四年に於て本邦は是等諸國への輸出總額十一億二千萬圓（滿洲及支那を除外せば四億九千八百萬圓）に對し輸入總額八億八千三百萬圓（同上除外額五億六千二百萬圓）即ち輸出超過額二億三千七百萬圓なりしものが、昭和八年には輸出總額十二億二千二百萬圓（同上除外輸出總額七億八千八百萬圓）に對し輸入總額は僅に六億八千九百萬圓（同上除外輸入總額四億〇六百萬圓）即ち輸出超過額實に五億三千三百萬圓の多きに及んだ。而も是等諸國より日本との間に特別の關係ある滿洲、支那を除外すれば昭和四年に於て輸入超過額六千四百萬圓なりしものが、昭和八年には輸出超過額三億八千二百萬圓の多きに及んだ。

之に反し保護制限主義を採用せる印度支那、ソ聯、獨逸、米國、加奈陀、濠洲等への貿易關係は昭和四年に於て輸出總額十億七千七百萬圓、輸入總額十一億千八百萬圓、差引輸入超過額四千百萬圓なりしものが、昭和八年には輸出總額五億三千八百萬圓に激減し、輸入總額は十億千六百萬圓にして、差引輸入超過額四億七千六百萬圓に激増したのである。換言すれば本邦に於て無差別的自由通商政策の爲めに昭和四年より昭和八年に至る世界經濟恐慌時代に於て自由主義諸國への輸出超過と保護制限國よりの輸入超過は益々増進するに至つた。支那も亦此の時代に保護制限主義國に轉換せるに付昭和四年に於て本邦より一億九千七百萬圓の輸出超過なりしが、昭和八年には滿洲事件の影響もあり輸出超過額は僅に三千百萬圓に過ぎざることとなつた。要するに本邦製品は昭和八年代に於て爲替下落と產業合理化の爲め世界に敵なきやの外觀を呈したるも事實本邦が輸出の増進を爲し得たる方面は通商自由主義を採用せる諸國のみに限定せられ保護制限主義を採用せる諸國に對して輸出増進を爲すの餘地なかつたのである。而して本邦は互恵主義の下に如上本邦商品の得意先たる通商自由主義諸國よりの輸入を獎勵するの方法を採用せざりしに付、是等通商自由主義國よりの輸入は減少し、之に代へ保護制限諸國よりの輸入が激増するに至つたのである。然るに是等本邦商品の輸入を歡迎せる自由主義諸國も亦昭和四年世界恐慌後漸次殊に昭和八年倫敦通貨經濟會議前後より保護制限ものが昭和九年四月七日制定せらるゝに至つたのである。

第三款 第二期昭和八年より昭和十二年に至る迄

昭和八年倫敦經濟會議決裂と共に英國は同年六月三十日付を以て輸入制限撤廢條約より脱退し、前記の如く昭和九年五月より本邦品の輸入制限を目的として綿布輸入の割當制を實行し、和蘭も英國に倣ひ本邦產品を目的とし綿織物、陶磁器等に對し輸入制限令を適用したるが故に、本邦政府は右緩和を目的として英本國及蘭領印度當局との間に交渉を爲したが失敗に終つた。印度との交渉は幸ひに昭和九年七月十二日改訂條約の成立を見たるも、右改訂條約により本邦の印度への綿布輸出額は四億ヤードに限定せられ且つ其の對價として棉花百五十萬俵の買付け義務を負擔することとなつた。而も前記保護制限國たる米國、支那、佛蘭西、伊太利、獨逸、加奈陀、濠洲等に於ける本邦商品の輸入に對する關稅引上、輸入制限等は倫敦經濟會議決裂後益々激烈となりしに付、其の内本邦商品を最も虐遇する加奈陀及濠洲に對して前記通商擁護法を適用し、其の結果兩國との間に一時關稅戰爭を惹起するに至りたる後幾分貿易改善に役立つただけである。即ち倫敦經濟會議決裂後に於ける本邦輸出貿易は爲替下落と產業の合理化による生産費安の好條件を以てしても最早大局上伸張の餘地なく、本邦との間に政治的特別關係ある滿洲國、朝鮮、臺灣等に對する輸移出の外、恰も八方塞がりの形となりたる情勢の下に昭和十二年七月の支那事變の勃發を見るに至つたのである。

即ち昭和九年本邦統計所載總輸出額は二十一億七千二百萬圓の多きに達し、昭和四年を超過したるも、其の金貨換算額は昭和八年には七億五千九百萬圓、即ち昭和四年に比し僅に三割八分に過ぎず、而も同年に於ける貨物入超額は一千百萬圓の多きに及んだ。昭和十年には一方前記加奈陀、濠洲への通商擁護法の發動による輸入制限と他方滿洲國建設の爲めに於ける資材の輸出及北鐵買收の結果に基く對ソ輸出增加の爲め始めて二千七百萬圓の出超となりたるも、右滿洲國等への輸出は外貨決済上役立たざるに付同年に於ける對米爲替は前記爲替相場維持方針に拘らず舊米弗換算にて一六・三七（現米弗二七・六七）に暴落し、之が決済の爲め二億二千五百萬圓に上る正貨を米國へ現送せざるべからざるに至つた。昭和十一年に於ても滿洲、南米諸國、泰、近東、中東、阿弗利加等以外通商自由主義の保證なき方面へは依然として輸出振はざりしと、同年末に於ける馬場藏相の關稅改正計畫の爲め多額の見越輸入ありしが爲め再び七千百萬圓の貨物入超と三千五百萬圓の正貨出超となり、昭和十二年には支那事變發生の爲め貨物の輸入超過額は六億〇八百萬圓に増加し、正貨出超額も三億八千八百萬圓の多きに及んだ。即ち昭和九年より同十二年に至る四ヶ年間に於て輸入超過累計七億六千三百萬圓（同期間に於ける滿洲への輸出超過額九億九千六百萬圓を差引くときは所謂圓）brook外諸國への輸入超過累計額十七億五千九百萬圓）、正貨出超額六億六千二百萬圓に及び、終に昭和十二年八月以後は正貨輸出入額の發表を中止するに至つた。而して昭和十二年に於ける金換算總輸出額は十億八千六百萬圓となり、之を昭和八年に比し四割五分増なるも、昭和四年に比すれば五割四分に過ぎず、而も滿洲國を除外すれば前者は四割増となるも、後者は四割六分に過ぎざることゝなる。尤も單價計算による數量比較によるときは昭和十二年の輸出額は昭和四年に比し八割九分五厘の増加となる。以て本期間中に本邦が爲替下落を利用し海外市場に對し如何に廉賣し居るやを知るに足る。

元來通商擁護法の意圖とするところは互惠主義の採用にありて、前記昭和四年の世界恐慌後輸出超過國に對し本邦

は益々輸出超過となり、輸入超過國に對しては益々輸入超過とならんとする情勢を調節せんとする目的とするものであつた。換言すれば從來本邦に於ては本邦商品を好遇する自由貿易主義國たると將又本邦商品を虐待する保護輸入制限國たるとに拘らず、其の生産物の輸入に付差別を設けず、一視同仁自由貿易主義的低率なる關稅を適用し居りたるを改め、本邦商品を優遇する國即ち輸出超過國よりの輸入品に對しては本邦側に於ても關稅の輕減其の他實大なる待遇を爲じ之に反し本邦商品の輸入を制限する國よりの產品に對しては關稅の引上げ又は輸入制限を實行し以て本邦貿易を國別毎に調節せんとする目的としたるものである。依て右通商擁護法の下に本邦より輸出超過國たる滿洲國、英吉利、英領印度、英國植民地、和蘭、蘭領印度、泰、iran、イラク、パレスタイン、シリア、埃及、モロッコ、南阿聯邦、中南米諸國よりの輸入品に對しては互惠求償主義により出來るだけ之が買付けを増加するの政策を採用し、之に反し米國、加奈陀、濠洲、新西蘭、獨逸、ソ聯等本邦產品の輸入に對し種々の制限を加へ居る國よりの商品に對しては出來るだけ之が買取りを制限せんとするの方針を探るに至つたのである。然るに上記輸出超過國も亦昭和八年倫敦經濟會議決裂後本邦よりの輸出品に對し關稅引上其の他種々の制限を加ふることとなりたるが故に、右緩和の爲め種々の交渉が行はれたること別に述ぶるところの通りである。而も他面本邦に對し輸入超過國の地位にある米國、獨逸、濠洲、新西蘭、加奈陀、瑞典、諾威等よりは本邦國內及輸出產業の維持上必要とする棉花、羊毛、木材、バルブ、石油、鐵、銅、ニッケル、機械類等を輸入する關係上、本邦に於ては先方の待遇如何に拘らず、之が輸入を無闇に制限し得ざる内情があつたが、其の内最も本邦品を虐遇することの甚しき加奈陀及濠洲に對し通商擁護法を利⽤して貿易調整を試み、其の結果一時關稅戰争をも敢てし、舊狀を幾分改善し得る協定に達し得たのである。支那は昭和八年五月日支關稅協定の滿期を機とし本邦商品に對し差別的排日關稅を適用するに至つた。之が爲め支那に於ける輸入國として本邦は歐洲大戰中の大正八年には總輸入額中四割五分の多きに達したことありしが、其後漸降昭和

四年には總輸入額の二割七分を占むるに過ぎざることとなり、滿洲事變發生後の昭和八年には僅に一割となり、支那事變前昭和十一年にも一割七分に回復したるに過ぎない。又昭和九年一月三十日米國の弗價引下後は本邦商品の米國に對する輸出は一層困難となつたのみならず中南米諸國に對する本邦商品の輸出も亦右米國の弗切下げと米國が多數南中米諸國との間に締結せられたる互惠條約の為め間接に不利なる影響を受くることとなつた。斯くて本邦海外貿易は滿洲國以外世界何れに對しても四面楚歌の下にあるが如き狀態の下に昭和十二年七月支那事變の發生を見るに至つたのである。換言すれば、本邦輸出貿易は倫敦通貨經濟會議當時爲替下落と產業合理化による生産費低減により一時世界に覇を唱へたるもの須臾にして之を金貨に換算すれば其の内容の貧弱なるに心付き、又其の上爲替相場を下落せしむれば益々海外に於て重稅又は輸入制限を受くること云ふが如き八方塞がりに追込まれたるが、右環境の下に昭和十二年七月支那事變の發生を見るに至つたのである。

第四款 第三期昭和十二年より昭和十六年に至る迄

之より先昭和十一年三月九日成立廣田内閣に於て馬場藏相は、前記八方塞がりの情勢を開せんが爲め大戰後第四次の關稅改正を試み、右關稅改正に於ては從來の如き部分的改正を排し、明治四十三年制定の本邦關稅定率法に對する根本的改正を爲し、又對外交渉を便にする目的を有する複關稅制度を採用することに決し、之を昭和十一年末議會に提出することとした。而して右關稅改正案の爲め多額の見越輸入あるべきを虞れ、之を防止せんが爲め昭和十二年一月八日始めて全面的に外國爲替に對し許可制を採用するに至つた。然るに右馬場關稅改正案は同年二月二日廣田内閣崩壊の爲め成立を見ず、次に立ちたる林（銑十郎）内閣に於ける結城藏相は再び自由貿易主義的見地より馬場關稅改正案を排斥し、右に基く輸入超過の防止は前記一月八日公布の輸入爲替管理令の運用のみによることとし、斯くて

折角苦心慘憺の結果議會に提出を見るに至りたる明治四十四年小村條約改正以來の劃期的關稅改正は永久に間に葬らることとなつたのである。

支那事變勃發後近衛内閣により開催を見たる昭和十二年八月の臨時議會に於ける池田藏相も亦根本的關稅改正には觸れず、單に礦油、自動車等に對する關稅引上げを爲すに止め、他方時局の必要に鑑み鐵類等無稅輸入に關する同年四月十五日緊急勅令を法律化した。之と同時に近衛内閣は昭和十二年七月支那事變發生後直に八月十三日貿易關係產業調整に關する法律及九月九日輸出入臨時措置法を公布したが、右兩者は關稅政策の運用よりも寧ろ輸出入制限禁止を背景とする統制主義によるものである。即ち本邦貿易政策は支那事變を契機として互惠主義より、求償主義に轉換するに至つた。而して右求償主義の下に本邦は歐米諸國との間の競爭市場たる南中米諸國及近東阿弗利加方面に於ける諸國よりの產品の買付に努め、以て對手國に對する本邦品の輸出を維持増進せしめんことを試み、或る程度迄成功した。之に反し支那事變後滿洲及支那方面に對しては先方より本邦品の輸出に相應すべき物資を輸入し得べきや如何に拘らず、軍事活動上及現地開發の必要上本邦より多額の輸出を爲さざるを得ざるに至つた。加之滿洲及支那に於ては所謂圓系通貨政策を採用せるが爲め異常なる物價の暴騰を來たし、本邦より是等方面への輸出は益々促進せられ、勢ひ是等圓ブロック地域への輸出は一定限度に制限せざるを得ざるに至つた。即ち前記支那事變發生の影響を受けるに付外貨決済上本邦に採り何等效なきものであつた。即ち圓ブロック外諸國に對し本邦は依然として輸入超過を繼續し、其の額昭和十三年には五億七千五百萬圓、昭和十四年には四億〇五百萬圓の多きに及び、自然右貿易上の差額は正貨を以て決済するの外なかつた。之が爲め對米爲替相場は其後も昭和十二年に一七・〇五舊米弗、十三年には一

六・九五舊米弗、十四年には一五・三八舊米弗（即ち對新米二五・九九）に漸落せざるを得なかつたが、強硬なる通貨爲替統制の下に對英相場は漸くにして一志二片基準に之を維持するを得た。尤も第二次歐洲大戰勃發の機運迫るや對英爲替は一時一志五片八分の三に暴落の爲め昭和十六年六月十日以降は對米爲替二十三弗十六分の七を基準とすることに變更した。而して之より先昭和十三年七月池田藏相は外貨獲得の便ある第三國への輸出品の原料等の輸入に便せんが爲め民間貿易業者の要望に基き日本銀行正貨準備金中より三億圓を割き、之を米國に輸出して輸出原料買付外貨基金制度を設くることゝした。

之を要するに本邦は昭和八年三月國際聯盟脫退後に於ても世界の經濟回復に對する聯盟の事業に對しては協調的態度を探ることに廟議を決し、關稅休戰會議、倫敦通貨經濟會議に熱意を以て參加せることは前に述べたる通りなりと雖も、英米等現狀維持國側に於ては昭和十年三月五日倫敦軍縮會議の決裂に基く日本の華府軍縮條約の脫退、續いて昭和十一年十一月の日獨防共協定締結等のことありし以來、日本に對する通商經濟壓迫は益々強くなつた。之に對し日本は依然通商自由主義を堅持し、已を得ざる限度に於てのみ關稅の引上、輸入制限禁止と通商擁護法の適用による互惠主義を採用するに止めたるも、昭和十二年七月七日支那事變發生以來本邦貿易情勢は益々惡化し、求償主義の採用も亦充分なる效果を見ざる際、右支那事變を繰り米國との國交益々惡化、終に米國は昭和十四年七月二十六日を以て日米通商航海條約の廢棄を通告、又爾後多數の日本向必需品に對し米國よりの輸出を禁止するに至りたるが、終に昭和十六年七月二十五日米國は日本軍の佛印南部出兵を機とし、日本に對し全面的な資產凍結令を公布し、茲に日米國交の破局を見るに至つたのである。英國は当初支那其の他東亞に於て多大の利害關係を有する結果、米國に比し日本に對し甚だ妥協的なりしが、昭和十四年九月歐洲第二次大戰勃發後は日本との國交を犠牲にするも米國の參戰引込みに熱中するに至り、之が爲め東亞問題に付ては全面的に米國に追従することに決したるものと見え、英國も

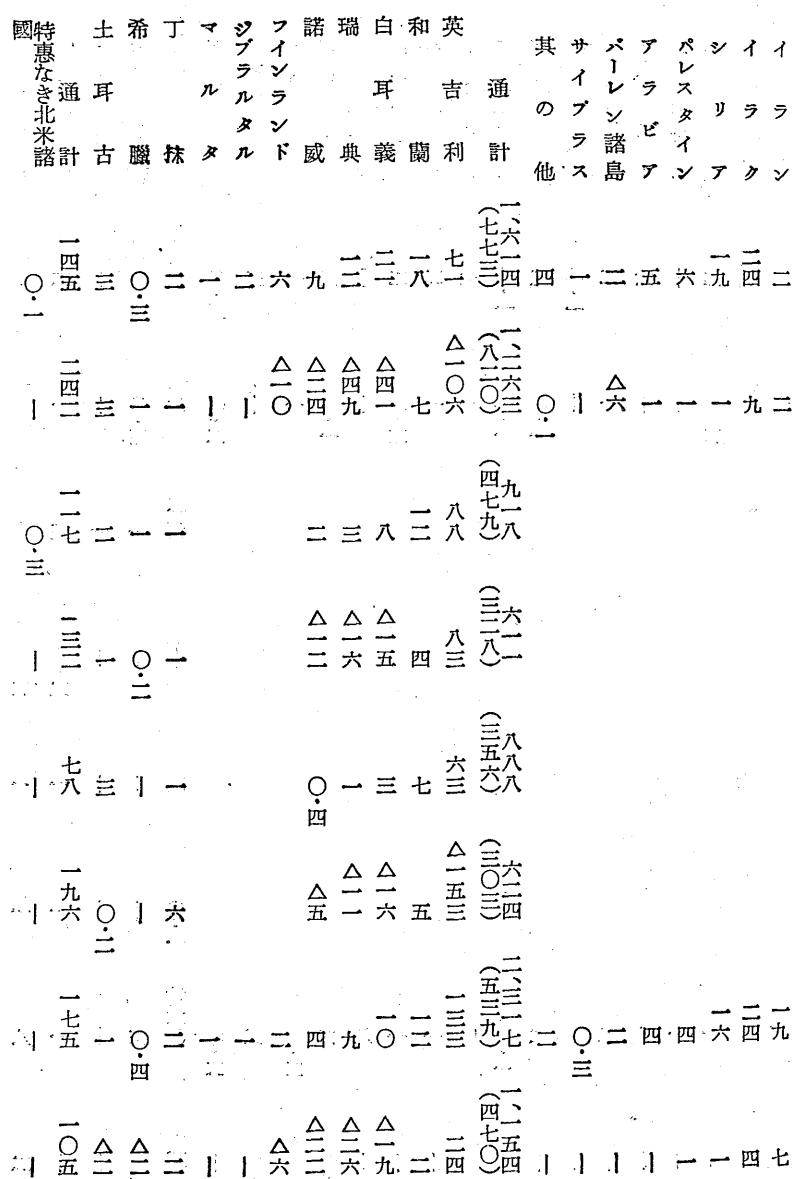
亦同七月二十六日付を以て日英通商航海條約の廢棄を通告し、又加奈陀、濠洲、南阿聯邦、印度其の他英國植民地全域に亘り日本との間に資產凍結令を施行する外、和蘭等を促して日本との經濟斷交に加入せしむることゝなつた。日本は右米英の非妥協的態度にも落膽せず、昭和十六年七月第三次近衛内閣による日本政府と米國大統領との間に於ける直接會談並に同年十月十八日以降東條内閣による野村、來栖兩大使によるハル國務長官との會商となりたるも、日米國交調整の企ては何れも畫餅に歸し、愈々昭和十六年十二月八日日本は英米に對して宣戰するに至つたものである。而して前記英米の日本に對する經濟壓迫の強化と共に本邦に於けるプロック的貿易傾向及樞軸國たる獨伊との經濟接近は益々濃厚となり、昭和七年三月十二日滿洲國建國宣言せられたる後比較的低率なる昭和六年の支那關稅定率法は適當なる改正の上滿洲國に實施せられ、又本邦の滿洲國に對する投資十數億を超ゆるに至りたる爲め右本邦人の滿洲に於ける企業を容易ならしむる爲め昭和十一年七月一日日滿間に内地開放、治外法權撤廢に關する條約締結せらしく、貿易を阻害したこと前述の通りなるが、昭和十二年支那事變後支那維新政府に於て右排日關稅法に代ふるに穩當なる昭和六年支那國定關稅法を復活し、更に其後に於ける法幣の下落に應じ關稅支拂の標準たる金單位換算率を基しく引下げ、稅率の負擔を輕減することゝした。次いで汪國民政府昭和十五年三月三十日南京に還都するに至りたる

斯くて本邦より朝鮮、臺灣、關東州及滿洲國に對する輸移出額は本邦總輸移出額に對し大正二年に於て一五・九%に過ぎざりしものが、昭和四年には二二・二%、昭和八年には三〇・〇%、昭和十二年には三八・八%、昭和十四年には四四・七%の多きを占むるに至つた。尙支那との貿易に付ては昭和八年五月日支互惠條約滿期後排日關稅實施甚しく、貿易を阻害したこと前述の通りなるが、昭和十二年支那事變後支那維新政府に於て右排日關稅法に代ふるに穩當なる昭和六年支那國定關稅法を復活し、更に其後に於ける法幣の下落に應じ關稅支拂の標準たる金單位換算率を基しく引下げ、稅率の負擔を輕減することゝした。次いで汪國民政府昭和十五年三月三十日南京に還都するに至りた

るが、同十一月三十日之と日支基本條約調印せられ日支間の經濟提携劃期的に強化せられた。更に昭和十八年一月九日汪國民政府日獨伊と共に英米に戰争を宣言するに至つたが、其際日本は前記基本條約に規定せるところを實現し、同日付協定を以て支那に對し内地開放、國民待遇享受の條件の下に治外法權を撤廢することゝ、在留民に對し現状尊重の條件の下に專管居留地を拠棄することを約するに至つた。伊國及佛國は勿論英米等も之れに追從し支那との間に治外法權及專管居留地拠棄を約するに至つた。

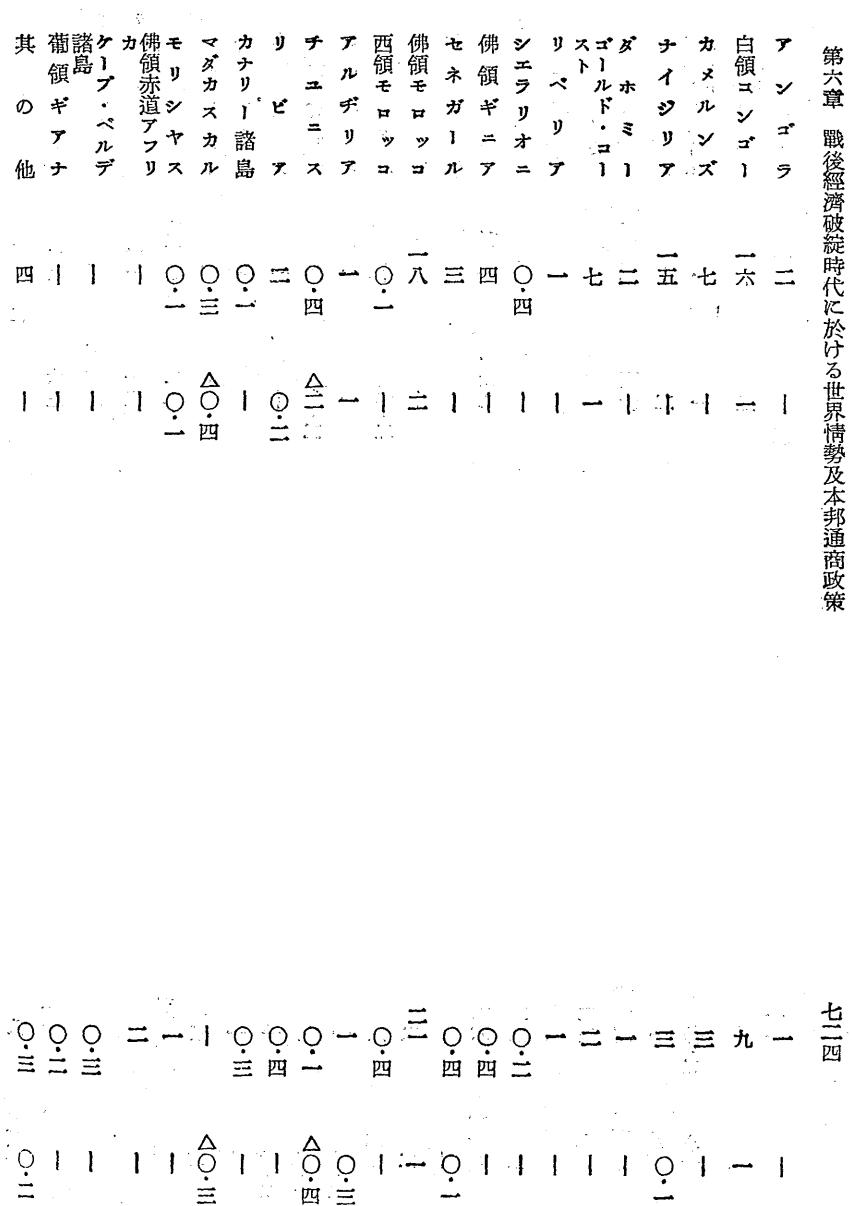
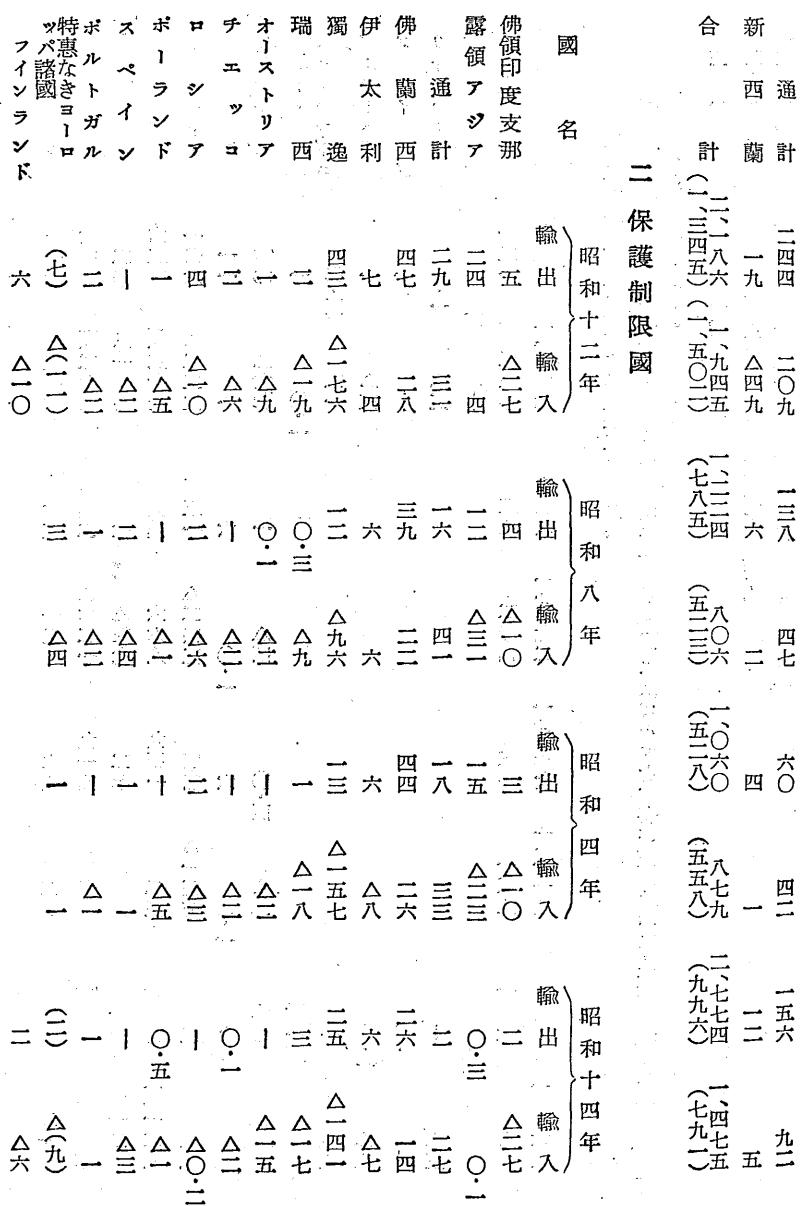
第十二表 通商制度を基礎とする輸出入額國別比較表

國名	昭和十二年		昭和八年		昭和四年		昭和十四年	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
滿洲國	六二二	二九四	三〇三	一六八	一二四	一一〇	一、二九二	四六七
中華民國	三三九	一四九	一三六	一一五	一〇八	一〇四	四八六	二二七
英領印度	二九九	一四九	二〇五	一〇四	一九八	一四六	一、二九一	一九七
英領波爾ネオ	一	△一九	〇一	△六	一	一	一、二九三	一九七
海峽殖民地	七一	△一六	四六	△九	一	一	一、二九四	一九七
蘭領印度	二〇〇	△一九	一五三	一五七	一	一	一、二九五	一九七
比泰律賓	六〇	△一九	一三一	一八七	一	一	一、二九六	一九七
亞細亞諸國	(七九)	△一〇	一四四	一七一	一	一	一、二九七	一九七
セイロン	一九	△一〇	一四四	一七一	一	一	一、二九八	一九七



第六章 戰後經濟破綻時代に於ける世界情勢及本邦通商政策

第六章 戰後經濟破綻時代に於ける世界情勢及本邦通商政策



其の他	一	一	一	○・四	△三
通計	一一六	一一七	六五	一五四	二二四
米國	六三四	△一、一七〇	四九二	△六二一	九一四
加那陀	二〇	△一〇四	七	△四七	△六五四
通計	六五四	一、三七四	四九九	六六八	九四一
オーストラリア	一〇六	△二二二	五一	△一〇五	四四
布陸	一	一	六	△一三三	九五
特惠なきオセアニア諸島	(四)	△(七)	○一	○一	八六
ニア諸國	一	一	六	△一三三	九五
ニユーカレドニア	○一	一	○・四	○一	四
ギルバート諸島	○・三	一	△一	一	△(九)
フィジー	一	一	△三	一	○・二
リオイテー諸島	○・一	一	△一	一	○・一
其の他	○・三	一	○・一	一	○・一
合計	一二一	二三〇	五八	一一〇九	九九
備考	九一〇	一、九〇七	六三八	一、〇七二	一、一一八
				八三二	一、四六四
				○・四	一
				○・三	一
				△三	一
				○・一	一
				△三	一
				○・二	一

第一總說

昭和四年十月世界恐慌より昭和十六年十二月に至る濱口、若槻兩民政黨内閣に於ては右原則嚴守の外終に多大の苦心を以て昭和五年一月十一日金本位を復活し、又同年五月十七日を以て綿絲布、セメント等に關する關稅輕減案を實施したのである。之に反し後半期即ち之に繼ぐ大養、齋藤兩内閣に於ては金本位離脱の爲、外國爲替の下落となり其の結果世界市場に對する本邦商品の汎濫となりしも、漸く之を放任し得ざるを感受し、昭和七年六月十五日には戰後第二次關稅改正を行ひ銑鐵、小麥等に對する關稅引上及從量稅品全般に對し國定稅率の上に三割五分の附加稅を實施し、又七月一日資本逃避防止令を實施し對英外國爲替相場を大體一志二片に安定せしむるの方針を探り、更に昭和八年三

- 一 金額は大藏省貿易統計表により單位百萬圓とす。
- 二 滿洲國中には關東州を、中華民國中には香港を、英領印度中にはビルマを、海峽植民地中には英領馬來を、英國中にはアイルランド自由國を含む。
- 三 △印は輸入超過國を示す。
- 四 通商自由國及保護制限國は大體昭和四年を以て判斷す。
- 五 通商自由國關括弧内の計數は滿洲及中華民國を除外せるものとす。

第四節 戰後經濟破綻時代に於ける本邦通商政策

第一款 第一期における本邦通商政策

第一總說

昭和四年十月世界恐慌より昭和十六年十二月に至る迄即ち戰後經濟破綻時代とも言はるべき間に於ける本邦通商政策は之を三つの時期に分つことが出来る。第一期は右昭和四年十月の世界經濟恐慌より昭和八年即ち日印條約廢棄通告又は倫敦經濟會議決裂迄、第二期は昭和九年より昭和十二年七月支那事變發生迄、第三期は支那事變發生より昭和十六年十二月太平洋戰爭開始の時迄である。右の中第一期に於ては、本邦に於ては大正七年內田戰後條約改正方針の下に依然として傳統的通商自由主義を堅持し、關稅は出來得るだけ低率に据置き、輸出入禁止制限は米穀、染料等絶対に必要なる場合の外行はず、外國國民、貨物、船舶に對する待遇は無條件最惠國待遇の交換を以て原則としたる時代である。

而して右時期の前半即ち昭和六年十二月に至る濱口、若槻兩民政黨内閣に於ては右原則嚴守の外終に多大の苦心を以て昭和五年一月十一日金本位を復活し、又同年五月十七日を以て綿絲布、セメント等に關する關稅輕減案を實施したのである。之に反し後半期即ち之に繼ぐ大養、齋藤兩内閣に於ては金本位離脱の爲、外國爲替の下落となり其の結果世界市場に對する本邦商品の汎濫となりしも、漸く之を放任し得ざるを感受し、昭和七年六月十五日には戰後第二次關稅改正を行ひ銑鐵、小麥等に對する關稅引上及從量稅品全般に對し國定稅率の上に三割五分の附加稅を實施し、又七月一日資本逃避防止令を實施し對英外國爲替相場を大體一志二片に安定せしむるの方針を探り、更に昭和八年三